

(決議) 資料 1③

プロフットサル選手の契約、登録および移籍に関する規則 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p>プロフットサル選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>(中略)</p> <p>1-2 プロ選手</p> <p>⑦ いかなるクラブも、その契約の相手方又は第三者 <u>(選手の移籍元及び移籍先クラブを除く全ての者。以下、単に「第三者」という)</u> に対して、選手の役務提供もしくは移籍に関連する事項又はクラブの独立性、方針もしくは運営に関連する事項に影響を及ぼす力を付与する条項を含む契約を締結してはならない。</p> <p>⑧ いかなるクラブ及び選手も、選手の将来における移籍に関連して支払われる移籍補償金の全部又は一部に <u>関与する資格</u> を第三者に与える契約、又は選手の将来における移籍もしくは移籍補償金につき何らかの権利を第三者に付与する契約を締結してはならない。</p> <p>(中略)</p> <p>8. 改正</p>	<p>プロフットサル選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>(中略)</p> <p>1-2 プロ選手</p> <p>⑦ いかなるクラブも、その契約の相手方 <u>のクラブ</u> 又は <u>あらゆる</u> 第三者に対して、選手の役務提供もしくは移籍に関連する事項又はクラブの独立性、方針もしくは運営に関連する事項に影響を及ぼす力を付与する条項を含む契約を締結してはならない。</p> <p>⑧ いかなるクラブ及び選手も、選手の将来における移籍に関連して支払われる移籍補償金の全部又は一部 <u>を直接または間接に受け取る権利</u> を第三者 <u>(ただし、当該移籍の対象となる選手本人、当該移籍の移籍元クラブ及び移籍先クラブ並びに当該選手が過去に所属したクラブを除く。以下、本⑧において同じ。)</u> に与える契約、又は選手の将来における移籍もしくは移籍補償金につき何らかの権利を第三者に付与する契約を締結してはならない。</p> <p>(中略)</p> <p>8. 改正</p> <p><u>2019年11月14日</u></p>	<p>「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」と同様に改正する</p>